

愛知医科大学医学部公衆衛生学教室

同 門 会 会 則

[名 前]

第1条 本会は「愛知医科大学医学部公衆衛生学教室同門会」と称する。

[構 成]

第2条 本会の会員は、本教室において研究活動・教育活動にたずさわった者とする。

2 本人の申し出、その他の事情により退会することができる。

[目 的]

第3条 本会は、会員相互の親睦と互助をはかることを目的とする。

[役 員]

第4条 本会の会長は、公衆衛生学教室担当教授とする。

第5条 本会に、名誉会長をおくことができる。

第6条 本会に、幹事若干名をおく。

2 そのうち1名を代表幹事とする。

3 幹事の任期は1年とする。再任は妨げない。

4 幹事は、本会の企画および運営を行う。

第7条 本会に、会計幹事1名をおく。

[事務局]

第8条 本会の事務局は、愛知医科大学医学部公衆衛生学教室内におく。

〒480-1195 愛知郡長久手町大字岩作字雁又 21

電話 0561-62-3311 FAX 0561-62-5270

[事業]

第9条 本会は、次の諸事業を行う。

- (1) 年1回総会を開く。総会は会員数の1/2以上の賛同をもって成立することとする。
また、必要に応じ臨時総会を招集することができる。
- (2) 親睦をはかるため各種の行事を行う。
- (3) 会員の慶弔などに際し、別に定める金額をおくる。
- (4) 必要に応じ会員のための募金を行う。
- (5) その他必要な事業を行う。

[会費]

第10条 本会は、会員の年会費、臨時会費および寄付金により運営する。

- 2 年会費は年額2,000円とし、年度内に納める。
- 3 満80歳になった次の年度より名誉会員とし、年会費を免除する。
- 4 特別の事情により、年会費を免除または軽減することができる。
- 5 会計は暦年度とする。

[会則の改正]

第11条 会則の改正は、総会の議を得なければならない。

付則

会員の慶弔などに際しておくる金額は、次の通りとする。

- | | |
|---------------------------|---------|
| 1 本人死亡 | 20,000円 |
| 2 本人の結婚 | 10,000円 |
| 3 本人および配偶者の出産 | 10,000円 |
| 4 その他幹事が必要と認めた場合、その都度定める。 | |